

凡例

「風営適正化法」、「法」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

「風営適正化法施行令」、「令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

「風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令」、「添付書類府令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類
等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）

「風営適正化法施行規則」、「規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委
員会規則第1号）

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 3 条第 1 項（第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：	風俗営業の許可
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項（許可の基準）、第 5 条第 1 項（許可申請の手続） 令第 6 条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 添付書類府令第 1 条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 規則第 1 条（許可申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 7 条（構造及び設備の技術上の基準）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第 9 条（風俗営業の許可申請の手続）
審 査 基 準：	1 法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。 2 法第 4 条第 2 項第 3 号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 12 を参照すること。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

55日以内

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（法第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：	風俗営業の許可
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 令第7条（法第4条第3項の政令で定める事由） 添付書類府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）
審 査 基 準：	1 法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、規則第6条に掲げるものをいう。 2 法第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年5月30日警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

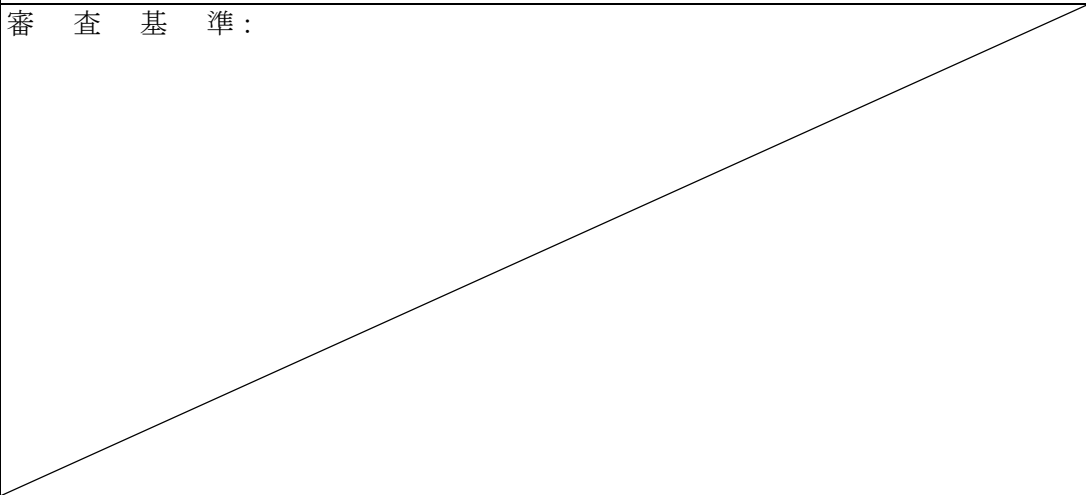
記

60日以内

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（法第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：	風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第 7 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（相続承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 13 条（風俗営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準：	法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：	30 日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 13 を参照すること。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：	相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 17 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14 日以内
申 請 先：	申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：	兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 7 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：	風俗営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第 7 条の 2 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（合併承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 14 条（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）
審 査 基 準：	法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：	35 日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 14 を参照すること。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 7 条の 2 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 17 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 7 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：	風俗営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第 7 条の 3 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（分割承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第 15 条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）
審 査 基 準：	法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：	35 日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 15 を参照すること。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 7 条の 3 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：	法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 17 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14 日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要：	営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）、第 9 条第 2 項（承認の基準） 添付書類府令第 1 条第 1 号～第 3 号（変更承認申請書の添付書類） 規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 7 条（構造及び設備の技術上の基準）、第 19 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 12 の 8 及び第 17 の 1 を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日以内

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 5 条第 1 項（許可の申請）、第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 22 条において準用する第 17 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第10条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：	特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第10条の 2 第 2 項（認定申請の手続） 添付書類府令第 5 条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準：	法第10条の 2 第 1 項第 2 号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第16を参照すること。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日以内

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第26条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第20条第10項において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要：	遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 4 条第 4 項（承認の基準）、第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 2 項 添付書類府令第 1 条第 11 号（変更承認申請書の添付書類） 規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第 19 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第 12 の 8 及び第 17 の 8 を参照すること。

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

12日以内

ただし、申請に係る遊技機が、法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：	特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第4条第1項及び第2項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続） 令第22条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準） 添付書類府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審 査 基 準：	1 法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、規則第6条に掲げるものをいう。 2 法第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年5月30日警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

55日以内

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：	特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第4条第1項、第2項及び第3項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続） 令第23条において準用する第7条（法第31条の23において準用する第4条第3項の政令で定める事由） 添付書類府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審 査 基 準：	1 法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、規則第6条に掲げるものをいう。 2 法第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年5月30日警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

60日以内

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要：	許可証の再交付
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請 先：	申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ 先：	兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	

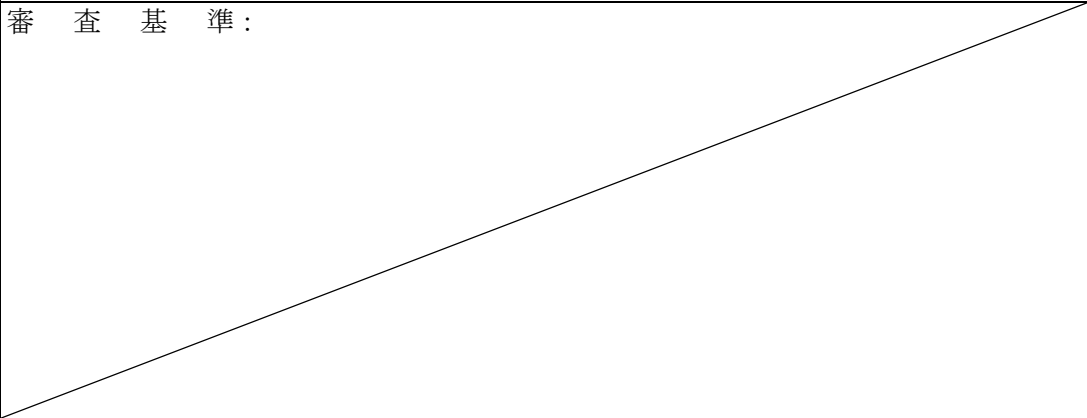
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：	特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第 7 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（相続承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準：	法第31条の23において準用する第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：	30日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第 7 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第 7 条の 2 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（合併承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審 査 基 準：	法第31条の23において準用する第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：	35日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第14及び第25を参照すること。

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口にて提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第 7 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第 7 条の 3 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項（承認の基準） 規則第 1 条（分割承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第83条において準用する第15条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審 査 基 準：	法第31条の23において準用する第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：	35日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第15及び第25を参照すること。

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：	法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要：	営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第 4 条第 2 項第 1 号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第 9 条第 2 項（承認の基準） 添付書類府令第17条において準用する第 1 条第 1 号～第 3 号（変更承認申請書の添付書類） 規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第12の 8、第17の 1、第24の 2 及び第27の 1 を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日以内

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、第31条の23において準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第31条の23において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法
根 拠 条 項：	第31条の23において準用する第10条の2第1項
処 分 の 概 要：	特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	法第31条の23において準用する第10条の2第2項（認定申請の手続） 添付書類府令第21条において準用する第5条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準：	法第31条の23において準用する第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：	別紙のとおり
申 請	先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 合 せ	先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 5 月 30 日警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

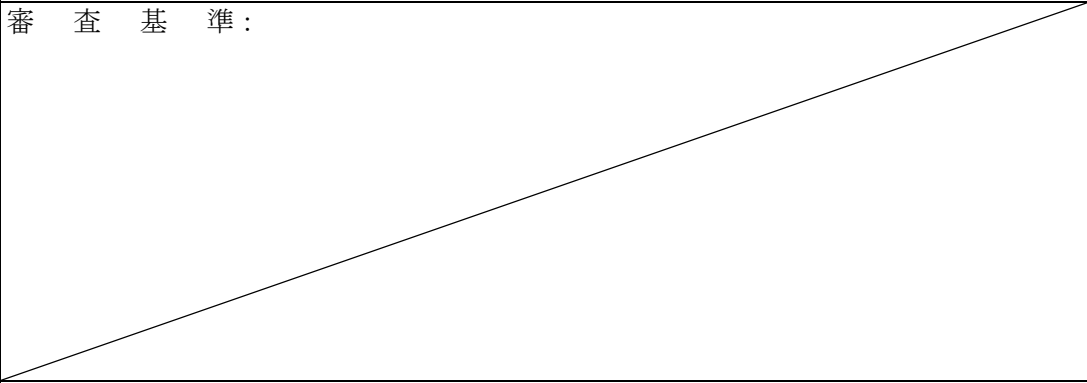
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日以内

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：